

夜間景観の誘導に伴う 横浜市景観計画等の変更について（審議）

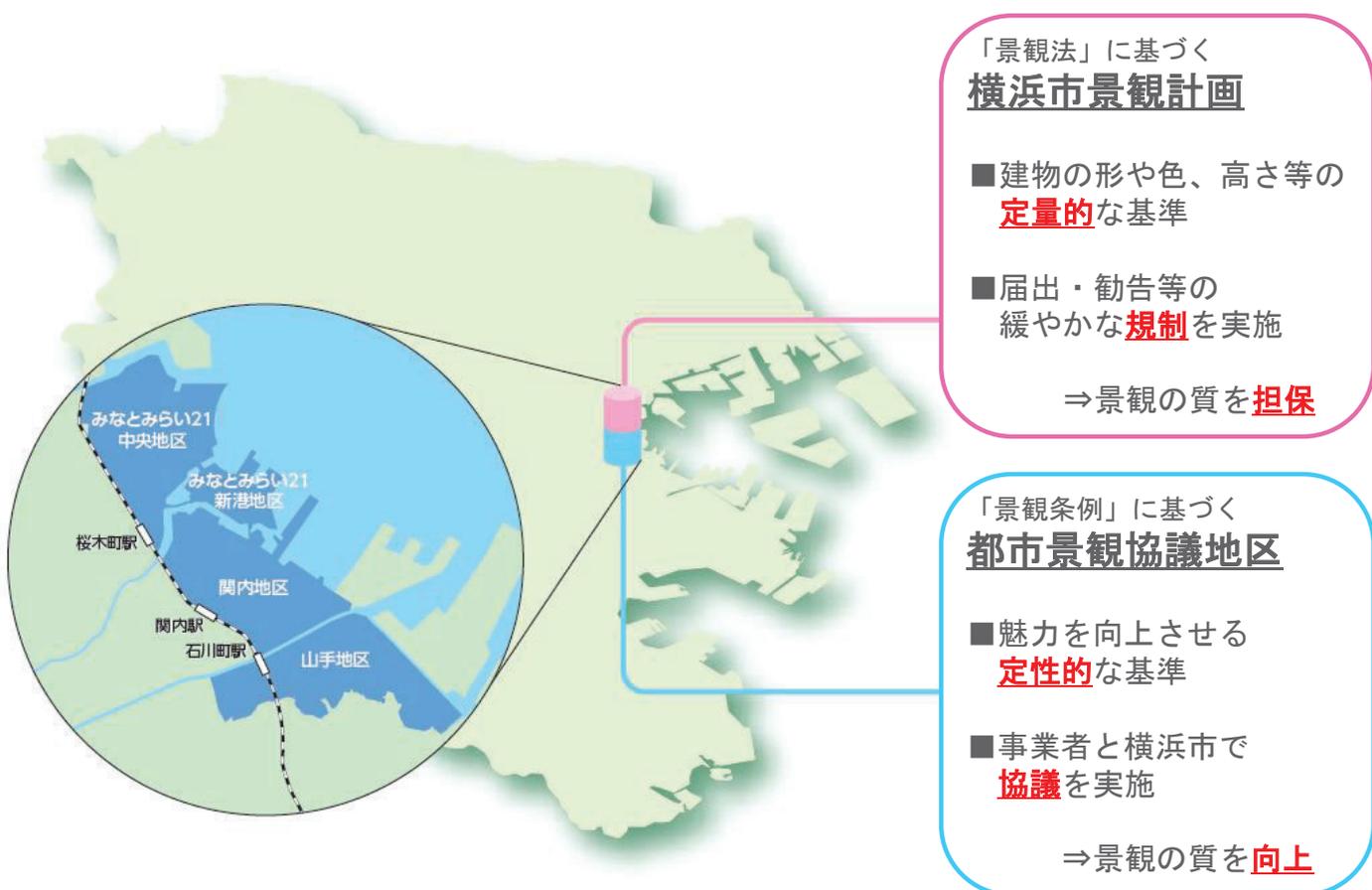
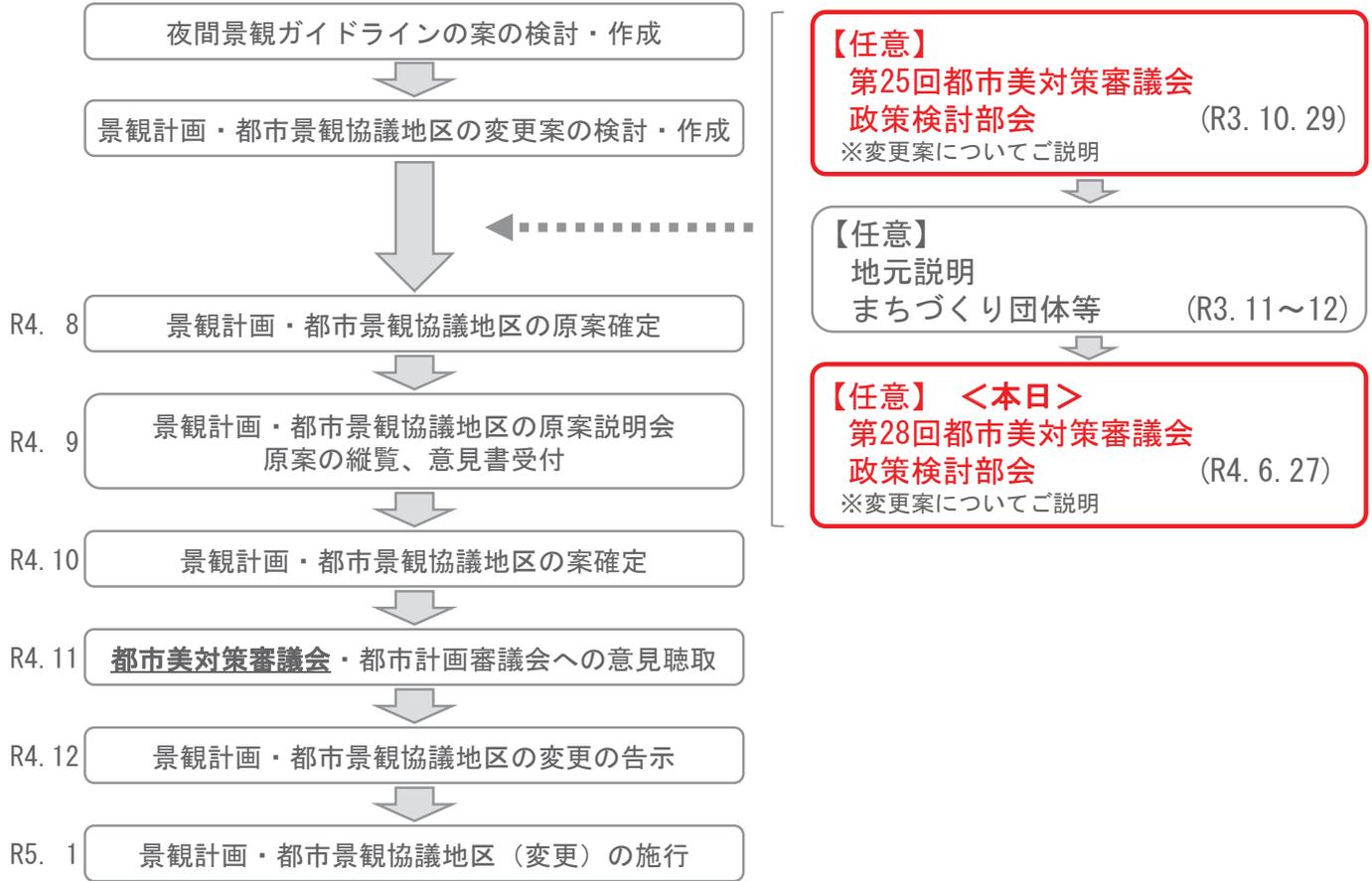
横浜市都市整備局

経緯

2

本市ではこれまで、平成18(2006)年に横浜市景観ビジョンを定め、平成20(2008)年には景観計画・都市景観協議地区の指定など、地域特性を生かした取組を進めてきました。また、夜間に関しても地区ごとの特性を生かし、街のシンボルを際立たせるなど、落ち着いた夜の夜間景観の形成・誘導を行ってきました。

これまでの取組における考え方を継承しながらも、夜間景観を取り巻く状況の変化に積極的に対応し、魅力的な夜間景観形成を進めていくため、令和4(2022)年7月に「横浜市都心臨海部夜間景観ガイドライン」を策定予定です。これに伴い、ガイドラインを反映した制度運用を行えるよう、景観計画・都市景観協議地区の変更内容について検討を進めてきました。



関内地区

みなとみらい21中央地区

みなとみらい21新港地区

関内地区

みなとみらい21中央地区

みなとみらい21新港地区

イベント等における特定照明の制限を緩和

現況

歴史的界隈形成エリア内の歴史的建造物以外の建築物・工作物や、日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする見通し景観形成街路に面する建築物・工作物については、投光器で照らすことが認められていない。

※特定照明とは

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

●景観法施行令 第4条第1項第6号



イベント等において実施する特定照明で、期間や時間を限定的にした場合も、実施することができない

変更後

当該エリア内の建築物・工作物のイベント等で実施する特定照明について、以下のいずれかに該当する場合は可能とする。

- ・実施期間が原則 **7日以内**
- ・1日当たりの実施時間が原則 **10分以内**



例1) 横浜郵船ビル



例2) ホテルニューグランド

屋外広告物の制限に投影広告物を追加

現況

屋外広告物条例で新たに規定された投影広告物について、制限事項が規定されていない。

※投影広告物とは

建築物その他の工作物の外面对し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物

(主に、プロジェクションマッピング)

●屋外広告物条例 第16条第1項第10号



地域の賑わい形成に繋がるものについては、一定の制限を設けた上で表示できることが望ましい

変更後

イベント等で表示する投影広告物について、以下のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与する場合は可能とする。

- ・投影期間が原則 **7日以内**
- ・1日当たりの投影時間が原則 **10分以内**



例1) ヨルノヨアートクルーズ



例2) ヨルノヨ × SAMPO_MAPP (サンポマップ)

都市景観形成行為に特定照明を追加

現況

関内地区で実施する特定照明については、都市景観協議の対象となっていない。

※特定照明とは

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

●景観法施行令 第4条第1項第6号

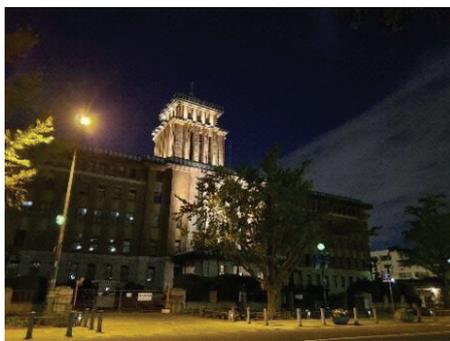


特定照明の演出は、建物意匠を生かした照明計画が望ましいが、都市景観協議の対象ではないためデザイン調整に苦慮している

変更後

以下の特定照明について、都市景観協議の対象とする。

- ・都市景観協議地区図4に示す**歴史的建造物**



例1) 神奈川県庁



例2) 横浜税関

ライトアップの行為指針を拡充

現況

歴史的建造物へのライトアップについては「ライトアップなどにより、街並みを演出する」とされ、ただ照らすことしか規定されていない。



歴史的建造物は、その構造や形態、色などの特徴を演出する夜間照明とし、魅力的に演出することが望ましい

変更後

歴史的建造物へのライトアップについて、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・歴史的建造物の**特徴を生かした**ライトアップ



例1) 特別演出時の神奈川県庁



例2) 特別演出時の横浜税関

夜間景観全体の取扱いを追加

現況

夜間景観に関する行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント等を想定した内容となっていない。



イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着いたある常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

イベント等における夜間演出について、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・日常的な落ち着いたある夜の街路景観を演出するとともに、
イベント等の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある夜間景観とする



撮影：(一社)神奈川県ドローン協会
提供：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会
例) ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION

イベント等における屋外広告物の取扱いを追加

現況

屋外広告物に関する行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント等を想定した内容となっていない。



イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着いたある常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

イベント等における屋外広告物について、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観とするとともに
イベント等の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする



例) コスモクロック21 (みなとみらい2.1新港地区)

関内地区

みなとみらい21中央地区

みなとみらい21新港地区

みなとみらい21中央地区 都市景観協議地区 の主な変更点

イベント等における屋外広告物の制限を緩和

現況

地区全体のにぎわい創出を図るため、エリアマネジメント活動として実施するイベント等については、通常の屋外広告物の基準を緩和することで、活発な活動を促し、街の魅力を高めていくこととしているが、エリアマネジメント活動として定める範囲が限られている。

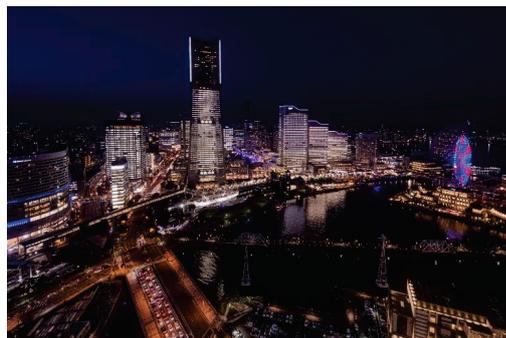


地域のにぎわい形成に繋がるものについては、エリアマネジメント活動の範囲を広げて柔軟に対応することが望ましい

変更後

屋外広告物の行為指針を適用除外とする活動については、以下のとおりとする。

- ・ エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動
若しくは **主体的に参加する実行委員会等** が実施する活動
- ・ **複数施設で連携** して取り組むイベント活動



例1) みなとみらい21中央地区の夜間景観

イベント等における夜間景観の取扱いを追加

現況

夜間照明の行為指針は日常時を想定した内容であり、イベント時を想定した内容となっていない。
(にぎわい形成の行為指針では、イベント開催時の配慮事項を示しているが、夜間演出を想定した規定はない。)

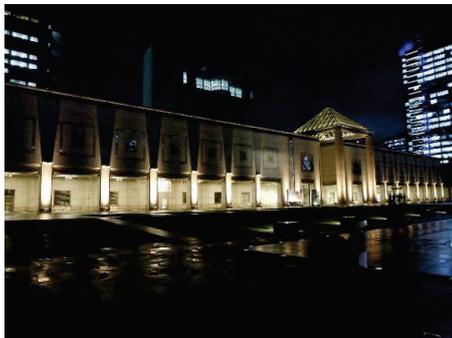


イベント等の特別な演出を限定的にすることで、横浜らしい落ち着いたある常時の夜間景観とどちらも楽しめるようにすることが望ましい

変更後

映像装置（投影広告物を含む）や照明によるイベント演出については、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・ **季節や時間に合わせた限定的**なものとし、近隣施設への影響や **周辺地区からの見え方に配慮**し、地区全体の **良好な景観**を阻害しないものとする



例) 日常と非日常の建物の見え方の変化 (横浜美術館) (左: 通常時 右: ピカチュウ大量発生チュウ! / 2018. 8)

地区ごとの主な変更点

関内地区

みなとみらい21中央地区

みなとみらい21新港地区

屋外広告物の制限に投影広告物を追加

現況

屋外広告物条例で新たに規定された投影広告物について、制限事項が規定されていない。

※投影広告物とは
建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物
(主に、プロジェクションマッピング)
●屋外広告物条例 第16条第1項第10号



地域の賑わい形成に繋がるものについては、一定の制限を設けた上で表示できることが望ましい

変更後

イベント等で表示する投影広告物について、以下のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与する場合は可能とする。

- ・ 投影期間が原則 **7日以内**
- ・ 1日当たりの投影時間が原則 **10分以内**



例) ヨルノヨ × SAMPO_MAPP

都市景観形成行為の特定照明を拡充

現況

みなとみらい21新港地区で実施する特定照明については、赤レンガ倉庫のみ都市景観協議の対象となっている。

※特定照明とは
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明
●景観法施行令 第4条第1項第6号



特定照明の演出は、赤レンガ倉庫以外の港町横浜の歴史資源についても、協議の対象として適切に誘導することが望ましい

以下の特定照明について、都市景観協議の対象とする。

- ・ 都市景観協議地区図4に示す赤レンガ倉庫及び **ハンマーヘッドクレーン**

変更後



例1) 赤レンガ倉庫



例2) ハンマーヘッドクレーン

ライトアップの行為指針を追加

現況

歴史的建造物へのライトアップについては、特に規定されていない。



歴史的建造物は、その構造や形態、色などの特徴を演出する夜間照明とし、魅力的に演出することが望ましい

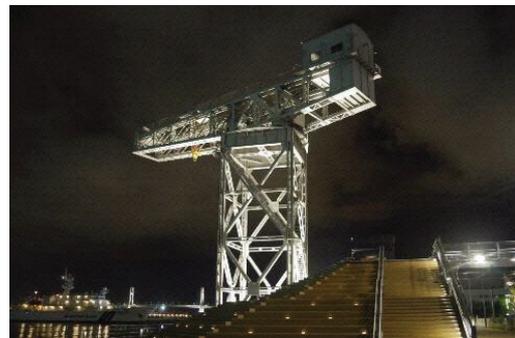
変更後

歴史的建造物へのライトアップについて、以下の指針に沿った適切な演出を誘導する。

- ・ 赤レンガ倉庫及びハンマーヘッドクレーンの個性を演出する照明とする



例1) 赤レンガ倉庫



例2) ハンマーヘッドクレーン

夜間景観全体の取扱いを追加

現況

みなとみらい21新港地区について、夜間景観の演出に関する行為指針は日常時を想定し「温かみのある色温度3,000ケルビン程度の光源」とされ、イベント等を想定した内容となっていない。



日常時においては、3,000ケルビン程度に限らず、電球色程度の温かみの感じられる色温度であること、またイベント等においては、地域の賑わい形成に繋がるものについて、一定の制限を設けた上で色温度にとられない適した演出を実施できることが望ましい

変更後

夜間景観を演出する照明について、以下の指針に沿った適切な景観を誘導する。

- ・ 温かみが感じられる電球色程度の色温度の光源とする
- ・ 期間又は時間を限定したイベント等で、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与する場合は、色温度に関わらず演出可能とする。



例) ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION

		関内地区	みなとみらい21 中央地区	みなとみらい21 新港地区
景観計画	①特定照明	●	- (※1)	○
	②屋外広告物	●	- (※1)	●
都市景観協議地区	①都市景観形成行為 (協議対象)	●	- (※1)	●
	②歴史的建造物の ライトアップ	●	- (※2)	●
	③夜間景観全体	●	●	●
	④屋外広告物	●	●	○

●：変更あり、○：軽微な変更あり、-：変更なし

(※1)みなとみらい21中央地区では、夜間照明及び屋外広告物に関する内容を景観計画では規定しておらず、都市景観協議地区の行為指針として規定している。

(※2)みなとみらい21中央地区では、対象区域内に歴史的建造物が限られており規定していない。